

2021年4月号

# ニュースナビ

## 2021年度障害福祉サービス報酬改定 新たな加算が子どもの支援の土台を崩す

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会副代表 **中村尚子** (なかむら たかこ)

2021年度は3年ごとにおこなわれる障害福祉サービスの報酬改定の年です。障害児通所支援の改定の特徴をみてみましょう。

### コロナ禍による減収と苦難の現実を無視

障害児通所支援制度発足以来3回目の今次改定も、障害のある子どもの発達を保障する事業を安定的に運営するに足る報酬とはなっていません。昨年は、新型コロナウイルス感染拡大による通所自粛ややむを得ない休所もあり、大幅減収となった事業所が多発したにもかかわらず、そうした災禍に対応する策も講じられていません。

「報酬見直し」議論のなかで繰り返し出てくるのは、「経営の実態等を勘案」という言葉です。「経営の実態」とは、財務省、厚生労働省による収支調査で算出された数字、すなわち事業所の利益がどれくらい出ているか調べた平均収支差率です。その数字が高いことをもって報酬減の根拠にするのです。

しかし、平均収支差率が実態を反映しているわけではありません。たとえば障害福祉サービス等経営概況調査によれば、放課後等デイサービスの収支差率は11.0%（2018年度）でしたが、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会独自の同年調査では5.2%でした。高い収益を上げている営利目的の事業所が「平均」を引き上げていることが推測できます。

報酬改定の会議では、財務省が示す数字も含め、報酬を引き下げたための「考え方」が話し合われます。障害のある子どもと保護者が、どんなねがいをもって児童発達支援や放課後等デイサービスに通っているのか、事業所はどんな工夫をしてそのねがいに応えようとしているのかについて関心を寄せることはありません。

### 新たな加算からみえてくるもの

報酬改定でよく出てくるもう一つの表現に、「～していることを評価」があります。基本報酬は下げるが、努力しているところにはお金をつけるという考え方です。基準以上に職員配置をしている事業所に対する「児童指導員等配置加算」はその代表です。送迎加算や家庭連携加算など、実施実績にたいする加算もあります。多くの事業所が加算をとることでなんとか運営していますから、基本報酬の高低とともに、加算条件の変更や廃止、新設は、死活問題です。今回、2つの加算が新設されます。

#### ①個別サポート加算

「著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実」という目的で「該当する障害児を受け入れたことを評価する」個別サポート加算Ⅰと、「虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合」の個別サポート加算Ⅱが示されています。

見直し後		[ ]は対象児童数により増減		
加算	100単位	①個別サポート加算Ⅰ	②個別サポート加算Ⅱ	③専門的支援加算
	125単位	④個別サポート加算Ⅲ	⑤個別サポート加算Ⅳ	
	理学療法士等 187単位	③専門的支援加算		
基準人員	1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位	児童指導員等加配加算		
	基本報酬 授業終了後 604単位	保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)		
	休業日 721単位	児童発達支援管理責任者 管理者		
※区分分け廃止				

2021年2月4日 第24回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料1より 放課後等デイサービスの報酬



放課後デイ  
「指標該当児判定」



児童発達支援  
「5領域11項目」

ここでは放課後等デイサービスの解説図を例示します。上図の最上段に並んだ小さな四角がそれです。加算Ⅰも加算Ⅱも、通所した一人ひとりにたいする支援にそれぞれ加算するもので、子どもの状態によって別個に報酬が加わるというこれまでにない加算です。まるで一人ひとりに「支援の値札」をつけるようなものです。

#### ②専門的支援加算

職員配置に関する新加算です。「専門的支援を必要とする児童のための専門職の配置を評価」として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等が専門職として列記されています。これまでの児童指導員等配置加算でもこれらの職員がいればより高い単位数が設定されていましたが、今回、こうした職種を「特出し」した加算体系が示されました。

理学療法等の専門性は否定されるものではありませんが、こうした職種が配置されていないと専門性の低い事業所だと判断するという考え方が潜んでいるように思われます。

### 加算のため子どもの判定をすることの問題

個別サポート加算Ⅰの「ケアニーズの高い障害児」をどう判定するのは大きな問題です。放課後等デイサービスは2018年度から導入している「指標該当児判定」で、児童発達支援は「5領域11項目」調査で出されたスコアで判定

するとしています（判定のスコアは執筆時点では公表されていません）。いずれの調査も、食事や排泄など日常生活動作の介助状態や「行動」の特徴に偏った項目であり、子どもの「支援の必要度」を明らかにするものではありません。また発達心理学などの科学に裏づけられておらず、聞きとられた保護者は回答に窮するばかりか、子どもの「できなさ」をつきつけられることになりかねません。自治体職員が調査をするのですが、障害に関する基礎的知識をもつ職員を配置することなどは困難です。

厚生労働省がこうした判定の上に個別に加算づけをするという方向性を出した昨年秋以降、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会や障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会は、発達途上にある子どもをチェックすること自体、尊厳を踏みにじる行為であるという意見を表明してきました。つぎの報酬改定の時期を待つことなく、中止を求める声をあげていく必要があるでしょう。

いつのまにか「報酬」という言葉に馴らされていないか、子ども一人にたいする1日の働きかけごとに値段がつけられるこのしくみが、発達を保障する仕事の本質を見えづらくしていないかという問いをもって報酬改定を検証していきたいものです（本稿は上記の資料にもとづいて執筆しました）。